

「平成25年度第2回 豊橋市地域公共交通活性化推進協議会」議事録

○日 時 平成25年8月8日(木) 13時30分～15時

○場 所 豊橋市役所 第1委員会室

○出席委員 別紙「出席者名簿」参照

○傍聴人 なし

○事務局 5名

〔会議資料〕

◆次第

◆出席者名簿

【議案1】「地域生活」バス・タクシー運行事業（南部地区（細谷・小沢地区、高豊地区））の事業計画（案）について

【議案2】「地域生活」バス・タクシー運行事業（前芝地区）の事業計画（案）について

【議案3】「地域生活」バス・タクシー運行事業（北部地区（石巻西川・賀茂地区、下条地区））の臨時運行について

【報告1】豊橋市地域公共交通活性化方策の進捗について

【報告2】地域公共交通確保維持改善事業の二次評価結果について

- ・豊鉄バス レイクタウン線運行時刻見直し（案）について
- ・「とよはしバス・電車スタンプラリー2013」チラシ
- ・「とよはしバス・電車スタンプラリー2013」冊子
- ・「夏休み小学生50円バス」チラシ

議 事

1. 開会

- ・本日の議事録署名者として2名の委員が指名された。
- ・今回の議事の内容あるいは進行過程のなかで、非公開事項に関することがあるかどうかの確認がされた。（非公開事項に該当する事項はなし）

2. 議事

(1) 「地域生活」バス・タクシー（南部地区（細谷・小沢校区、高豊校区））の事業計画（案）について

- ・事務局より、「地域生活」バス・タクシー（南部地区（細谷・小沢校区、高豊校区））の事業計画（案）について、議案1に基づき説明が行われた。
- ・オブザーバーより、地域運営団体の取組内容などについての説明が行われた。

(オブザーバー)

- ・事業計画については事務局の説明のとおりである。南部地区で運行する公共交通は、定時定路線ではなくデマンド型交通であるので、高齢者が利用方法を理解することは容易ではないと考えられる。運行開始までの期間で、高齢者でも理解できるパンフレットの作成や、利用者説明会の開催などにより高齢者が利用できるよう努める。南部地区に適した公共交通となるよう助言をいただきたい。

(質疑等)

(委員)

- ・運行方法について「エリア内相互間の利用は、便ごとに指定された運行方向に関わらず、利用を認めるものとする」とはどういうことか。上り便の場合は A エリアからアルファベット順に運行するということであるが、利用区間が同一運行エリア内の場合、運行方向は設定されるのか。

(事務局)

- ・上り便の場合、運行エリアの A エリアから E エリアについてはアルファベット順で運行するが、利用区間が同一運行エリア内の場合、運行方向は定めない。

(委員)

- ・始発ミーティングポイント発車時刻はどのミーティングポイントが始発ミーティングポイントであっても同一時刻なのか。

(事務局)

- ・A エリアからアルファベット順で運行順序が設定されているので、例えば目的地から一番遠い A エリアは 9 時に出発することとなり、エリア間の移動時間を 5 分とした場合、B エリアは 9 時 5 分発、E エリアは 9 時 20 分発、F エリアは 9 時 25 分発となるので、それぞれの出発時間に合わせて利用することになる。9 時発というのは始発ミーティングポイントの出

発時刻となる。

(委員)

- ・ F エリアからのみ利用があった場合も、F エリアを 9 時 25 分に出発するのか。

(事務局)

- ・ そのとおりである。

(委員)

- ・ 例えば A エリアから乗車する利用者がいて、他のエリアに利用者がいない場合、A エリアから直接二川方面へ運行することが合理的であると考えますが、そのような場合も運行順序に従って、すべてのエリアを経由するのか。

(事務局)

- ・ 乗車予約がないエリアは経由せず、直接目的地に向かう。

(委員)

- ・ 利用者は予約した時点で出発時刻が確定しない。例えば F エリアからの利用者が先に予約して、次に A エリアからの利用者が予約した場合の運行順序はどのようなものであるか。

(事務局)

- ・ 運行方向を定めるため、F エリアの利用者に出発時刻を 9 時と伝えてしまうと、次に A エリアの利用者が予約した場合に出発時刻を 9 時より早い時間で設定しなければならなくなるので、そのようなことがないように始点ミーティングポイント出発時刻を 9 時に設定する。今の例ではエリア間の移動時間を 5 分と想定したが、実際はそれほどかからないと考えられるので、早着した際に時間調整を行うことはあるが、利用者を待たせることは少ないと考える。

(委員)

- ・ 発車時刻は、運行事業者の営業所を出発する時刻とすることが適切と考える。A エリアに先に配車するのなら営業所の出発時刻でも、始発ミーティングポイントの発車時刻でも問題ない。仮に F エリアに先に配車するのであっても営業所発車時刻にしておけば F エリアへ先に配車できる。一番遠いミーティングポイントを発車時刻にすると、ミーティングポイントを増やした際に発車時刻をどのようにするのかなど問題が出てくる。車両は営業所から出発すると考えられるので、営業所の発車時刻を設定しておけばよいと思う。専用車両を使用し運転手を固定するのであればそのようなことをする必要はない。併用であるのでどの車を使用するのかわからないため基準が必要。

(事務局)

- ・ 営業所の発車時刻を定めると、運行区域と営業所が遠い場合、始発ミーティングポイント発車時刻が大きすぎるのが想定され、正確な発車時刻が分からなくなってしまうので、時刻の設定方法については助言を受けながら調整する。

(委員)

- ・ 事業者が運行しやすいように調整いただければよい。一番遠いミーティングポイントを 9 時に設定し、運行エリアにかかわらず同一の出発時刻にするよりも、基準があったほうがよい。その 1 つの案が営業所の出発時刻である。

(事務局)

- ・事業計画は地域運営団体の委員と協働で検討しているが、地域運営団体は設定した時刻をミーティングポイント出発時刻と理解している。営業所が配車先から遠い場合、時間の変更を行う必要があるが、本日の協議で決定できない可能性がある。
- ・営業所の発車時刻を設定するのか、始発ミーティングポイントの発車時刻を何時台として設定するかは本日決定しなければならないのか。

(委員)

- ・設定時刻の変更については本日以降に変更することも可能である。他の事例では、発車時刻を9時に設定しても時刻どおりに発車できない場合があるため、利用者が希望する時刻に利用したいのであればタクシーを利用していただければよい。発車時刻を9時に設定しても9時台の便という位置づけとなるため、運行回数が2回までとすれば、30分に1回は運行される。

(事務局)

- ・他都市のデマンド型交通では時間が何時台と定められており、予約すると迎車する時間を伝えられるようになっているものがある。今回の計画の発車時刻も同様であり、営業所が配車先から近ければ、営業所発車時刻を基準とすればよいが、営業所と始発ミーティングポイント間の距離があり、30分程度要するため、営業所発車時間を定めると紛らわしくなるおそれがある。

(委員)

- ・運用上、事業者にとって不都合がないよう、発車時刻を自由に設定できるので、何らかの基準を設けてもらえればよい。

(委員)

- ・運行する際の道路状況はわからない。事業者はさまざまな想定をして運行するため9時台など利用者に約束をしても、その時間に迎車できない可能性もあるのではないかと考える。

(委員)

- ・利用者がどのエリアから利用するのかわからないなかで、迎車時刻を利用者に伝える必要がある。A エリアからF エリアまで20分程度要すると想定すると、F エリアからの利用者を待たせることとなるが、運行方向を定める必要があるのか。予約を受け付けた順番で運行すれば利用者を待たせることはない。利用者が複数人いる場合、運行方向に従った運行をするのではなく、予約順で運行したほうが合理的ではないか。

(事務局)

- ・デマンド型交通の運行方法はさまざまであるが、事業者の助言を受けながらこのような事業計画になったと理解しているので、この事業計画を基本として、いただいた意見をもとに調整していきたい。

(委員)

- ・各運行システムの始発発車時刻が示されているが、表現を変えたほうがいいのではないか。

(事務局)

- ・資料での表現は申請用の資料であり、実際運行するにあたって、これをわかりやすくしてい

くことを考えている。

(委員)

- ・発車時刻を示すことで利用者に必ずこの時間に配車されると理解されては困る。

(事務局)

- ・申請上この表現が必要とのことでこの資料を示している。利用者に示すものでは表現を工夫してわかりやすくしていく。

(委員)

- ・運行方向を決めずに、予約の受付順で運行してもよいと考える。

(事務局)

- ・このことについては、事業者と地域運営団体との協議の中でこのように決定した。運行方向の設定については、反対方向への利用ができないことが懸念されたが、事業者の意見も反映し、このような事業計画になった。

(委員)

- ・愛知運輸支局は何の項目を申請内容として求めるのか。

(委員)

- ・事業者からの申請はミーティングポイントの起点についてである。ミーティングポイント発車時刻は必要ない。これを求めるとデマンドの意味はなく、定時定路線型と類似した運行方法になる。認可上は、運行方向に限らず運行区域内についてはどの経路も走行することが可能である。豊橋市はミーティングポイントを設置するので、基軸となる経路は設定してほしい。1回の運行ですべてのミーティングポイントを回ることは極めて少ないので最大で運行した際の基軸経路を示してほしい。運行方向については申請は求めない。運行方法、ミーティングポイントの位置、予約方法の提示は必要である。発車時刻の基準となる場所を明確にし、時刻の変動がないものがよいと考えるため、営業所発車時刻を基準とすることを薦めている。

(委員)

- ・AエリアからFエリアまですべて予約があった場合の時間はどのくらいかかるか。

(事務局)

- ・エリア間の運行は5分程度要するが、乗客定員は4名までであるため、AエリアからFエリアまですべて運行するわけではない。

(委員)

- ・たとえばAエリアで予約した際、目的地に自分が予定した時間に到着するのか気になる。道路事情の考慮も必要とのことであるが、20分程度で運行できるのではないか。

(事務局)

- ・デマンド運行は路線に定めがない。予約がAエリアだけの場合は直接目的地に向かうが、乗客定員の最大である4名の利用を想定すると、AエリアからDエリアなど様々なエリアを運行することがあり、所要時間に幅が生じる。その際の到着時間が大きく変動しないよう配慮するため、運行方向と発車時刻を定めている。

(委員)

- ・二川駅を目的地とする利用者は、二川駅への到着時間が変動すると、電車に乗り継げないことがある。

(委員)

- ・利用者に30分程度の余裕を持ってもらうしかないと考える。ミーティングポイントで30分程度待つことがあることを理解してもらわないといけない。迎車時刻が遅れる場合、事業者から利用者に連絡してもらうのは難しいと思う。

(委員)

- ・利用者が30分程度待てば必ず迎車されるとは限らないので、基準となる場所を出発する時刻を明示することを薦める。

(委員)

- ・細谷二川系統で A エリアから二川駅への予約のみであった場合は、A エリアから直接二川駅へ向かうのか。

(事務局)

- ・そのとおりである。

(委員)

- ・回数券は車内での販売のみか。
- ・利用者登録の窓口と登録者であることの確認方法を教えていただきたい。利用者は登録した者に限るのか、代表のものが登録していれば他の人でも利用できるのか。
- ・実績を記録する際、登録者数と利用者数が合わなくなる。障害者は自力で登録できない方もいるため、ヘルパー等が登録を代わりにすることができるのか。ヘルパーは日替わりの可能性があるため、登録者本人であることの確認方法が問題になる。

(事務局)

- ・回数券の販売は車内である。
- ・登録の窓口は豊橋市とする。登録制を採用する目的は、利用の制限のためではなく利用者の利便性を向上するとともに、正確に利用していただくことである。また、予約運行になるので現実性が必要であり、間違いを防ぐ目的で登録していただき、利用者は最寄りのミーティングポイントを登録するため登録内容と予約内容が大きく異なるときは確認が可能となる。
- ・予約の際は、利用者は多くの情報を伝える必要があると煩雑になるので、登録番号と登録者名を伝えることにより予約ができるようにすることができる。
- ・また、いたずらや無断のキャンセルを防ぐ目的でも登録をしていただく。また、登録いただくことで利用しようという意識を持てると思う。なお、原則登録としたうえで、登録していない人でも利用できるようにする。

(委員)

- ・利用者登録の際最寄りのミーティングポイントを登録していただくのか。

(事務局)

- ・氏名、電話番号、最寄りのミーティングポイント、住所を登録いただければより現実になると考える。

(委員)

- ・予約のみだと手間がかかるので事前に登録するということがか。

(事務局)

- ・そのような目的もあるが、間違いをなくすることが主な目的である

(委員)

- ・無断で予約をキャンセルした場合はどのようにキャンセルしたことを判断するのか。連絡なくミーティングポイントに利用者が来なかった場合、運行事業者はどの程度待機するのか。

(事務局)

- ・予約のキャンセルは始発ミーティングポイント発車時刻の2時間前まで受け付ける。
- ・配車した際に利用者がいない場合の対応は決めていないが、事業者との協議の結果、可能であれば、利用者に状況を確認して、待機時間を決め、その時間を過ぎたら出発することも考えられる。

(委員)

- ・これについては決定しておく必要はないのか。

(委員)

- ・協議会の議決事項として決まっていなくてもよいが、利用方法は確認しておくべきである。予約前提の交通機関なので一定のルールが必要である。ルールがなくてよく分からない乗り物になると、1人では怖くて利用できないというケースもあるため、利用方法や運用面はよく考える必要がある。いつまで待機するのかということもよく問題になるが、実際どのようにしたらトラブルがなくなるかは、地域性もあるので運行してみないと分からないのかも知れない。

(委員)

- ・同乗者の取扱いで本人確認はどのように行うのか、障害者が利用する際、利用者が障害者であることを確認する必要がある、ルールをしっかりと整備すべきである。

(委員)

- ・予約がなく、偶然予約者以外の方がのりばにいた場合利用できるのか。

(事務局)

- ・そのことについて申請上決める必要はあるか。

(委員)

- ・申請上必要ではないが、それを認めると運行する事業者が困惑することが考えられる。区域運行は予約が前提の交通機関であるので、予約がないと利用できないと決めている自治体が多い。
- ・車両に乗客定員を考えると、予約のない利用者を乗車させることにより、予約をした利用者が利用できないことも想定される。

(事務局)

- ・地元の方が利用しやすい運用ができればよいと考えている。空席があれば乗車させてもよいと思う。なお、予約をした人が利用できないということは避けるべきである。原則は予約をしていただき、偶然現地で利用したいという人がいた場合、乗車する余裕がある場合は利用

させてもよいと考える。

(委員)

- ・利用できる人は、運行区域内に居住することも条件か。

(事務局)

- ・居住地の制限はないが、運行区域内の人の利用が多くなることが見込まれる。運行区域内の人が運行区域内を目的地とした利用は可能なので予約していただければよい。

(とよはし男女共同参画推進ネットワーク代表 岩瀬 和子委員)

- ・予約先は広報などにより一般にも周知するのか。

(事務局)

- ・広報とよはしやホームページ等により周知する。

(委員)

- ・空席があるから利用できるという仕組みは好ましくない。乗務員に予約のない利用者の利用を認めるか判断させるのは望ましくない。

(委員)

- ・併用車両を使用することで、運行に携わる乗務員が変わる可能性があり、それぞれの運行で予約のない利用者への対応が異なることは良くない。

(委員)

- ・利用者と事業者で認識が異なることがないよう考慮する必要がある。

(委員)

- ・完全予約制にすれば利用方法が明確となると考える。

(委員)

- ・定時定路線のバスとの違いを明確にしておく必要がある。

(事務局)

- ・この件については調整が完了していない。事業者と協議した結果を今回提示したが、時間をかけて協議する必要がある。

(委員)

- ・運行して様子を見ながら問題を解決していけばよいと考える。

(事務局)

- ・今回提案した内容で運行を行い、今後変更が必要な事案が生じた際に変更していくようにしたい。

- ・議長から、議案1について諮ったところ、全会一致で承認された。

(2)「地域生活」バス・タクシー運行事業(前芝地区)の事業計画(案)について

- ・事務局より、「地域生活」バス・タクシー運行事業(前芝地区)の事業計画(案)について、議案2に基づき説明が行われた。
- ・オブザーバーより説明が行われた。

(オブザーバー)

- ・運行開始までの期間は停留所に掲示する時刻表のデザインやパンフレットの作成等、地域の住民の利用促進のためのPRに努める。運行開始後も、利用実績の分析を行い、しおかぜバス運営協議会で意見交換を行っていく。委員のみなさまにも助言をいただきたい。

(質疑等)

- ・なし

- ・議長から、議案2について諮ったところ、議案のとおり全会一致で承認された。

(3) 「地域生活」バス・タクシー運行事業(北部地区(石巻西川・賀茂地区、下条地区))の臨時運行について

- ・事務局より、「地域生活」バス・タクシー運行事業(北部地区(石巻西川・賀茂地区、下条地区))の臨時運行について議案3に基づき説明が行われた。
- ・オブザーバーより説明が行われた。

(オブザーバー)

- ・柿の里バスの利用者は高齢者が多い。豊橋まつりを契機に若者に柿の里バスを知っていただきたいと考え、臨時運行を行いたいと考えている。多くの方に利用いただけると、柿の里バスも成長できる。委員の方には助言をいただきたい。

(質疑等)

- ・なし

- ・議長から、議案3について諮ったところ、議案のとおり全会一致で承認された。

3. 報告事項

(1) 豊橋市地域公共交通活性化方策の進捗について

- ・事務局より豊橋市地域公共交通活性化方策の進捗について【報告1】に基づき説明が行われた。

(質問・意見等)

(委員)

- ・タクシー乗降場の整備、改善を行い、平成25年9月から豊橋駅東口ののりば及びタクシープールにおいて、利用者がタクシー会社を選んで利用できる仕組みづくりを進めている。

(委員)

- ・どのようにしてタクシー会社を選択できるようにするのか。

(委員)

- ・タクシー乗り場、プールは大きく変わらないが、プールはタクシー会社ごと並び、のりばは原則 1 台ずつにするようになる。

(2) 地域公共交通確保維持改善事業の二次評価結果について

- ・事務局より地域公共交通確保維持改善事業の二次評価結果について報告 2 に基づき説明が行われた。

(質問等)

(委員)

- ・コメントの中のほかの地域とは、南部地区や前芝地区のことである。柿の里バスだけではなく豊橋市の他の地区でも同様の取組があれば着実に実施していただきたい。平成 26 年度のネットワーク計画の承認をしたが、南部地区も補助対象となるので、来年度は柿の里バスだけではなく他の地域も評価が必要である。

4. その他

(意見等)

(委員)

- ・レイクタウン線について平日 6 本、休日 5 本の便の出発時刻を前倒しし、乗り継ぎをスムーズにするため 1 分、または 2 分発車時刻を早める変更を行う。

- ・事務局長から閉会の挨拶があり、会議は終了した。

以上、議事の正確を証するため署名押印する。

豊橋市地域公共交通活性化推進協議会委員

⑩

豊橋市地域公共交通活性化推進協議会委員

⑩